



資料提供
滋賀労働局発表 平成29年6月30日

担当	滋賀労働局労働基準部
	健康安全課長 山口 久雄
	健康安全係長 尾川 篤史
	電話：077-522-6650



## 日本精工株式会社石部工場が 延べ1570万時間 労働災害ゼロ (第5種無災害記録)を達成

### 《ポイント》

- 1 県内の事業場が、厚生労働省労働基準局長の定める無災害記録を達成しました。
- 2 滋賀労働局（局長 大山 剛二）では、次の日程で、無災害記録証の伝達授与式を行います。
  - (1) 日時：平成29年7月4日（火）13：30～14：00
  - (2) 場所：滋賀労働局 局長室（大津市御幸町6-6）
  - (3) 表彰事業場（参考1、2）
    - ・ 日本精工株式会社石部工場  
第5種記録(玉軸受・ころ軸受製造業) 1570万時間無災害達成
- 3 日本精工株式会社石部工場の無災害記録達成は、平成10年度以降で2回目となり（5種：1回、4種：1回）、第5種無災害記録の達成は、滋賀県内では、全ての業種において初めてとなります。（参考3）
- 4 なお、労働者数300人以上の大規模製造業での休業4日以上死傷災害発生件数は、平成22年以降7年連続で50人を超えており、近年では比較的高い水準で推移しています。さらに、平成28年は、労働災害による死亡者が全産業で15人と前年に比べ7人増え、このうち製造業では5人と過去9年間で最も多くなりました。（参考4、5）  
こうした中であっても上記事業場は、労働災害の防止に取り組み続け、今回の記録達成に至ったものです。
- 5 また、7月1日から7日までは「全国安全週間」であり、各事業場に対し、安全活動への積極的な取組を呼びかけています。（参考6）

### 是非、当日の取材をお願いします

定刻前でも関係者が揃い次第開始することがありますので  
取材される場合は、事前に上記担当者あてにご連絡をお願いします

## 参考1 表彰事業場の概要と安全活動

事業場名	日本精工株式会社石部工場
所在地	滋賀県湖南市石部が丘1-1-1
記録の種類	第5種無災害記録 (玉軸受・ころ軸受製造業：延べ労働時間数 1570万時間)
無災害期間	平成19年 1月18日 起算 平成29年 4月 7日 樹立
労働者数	871人(記録期間中の平均)
備考	日本精工株式会社石部工場は、記録の残る平成10年度以降、2回目の無災害記録達成であり、第5種無災害記録の達成は、滋賀県内では、全ての業種において初めてとなります。

### 安全の取組(一例)

- ・ 生産設備の新規導入時、既存設備の改造時には、労働災害を未然に防止するため、リスクアセスメントを実施する。
- ・ 安全に主眼を置き、生産設備、環境、共用スペースの管理状況を確認することにより、リスクの低減を図る。
- ・ はさまれ・巻き込まれ、重量物落下等、製造業で多発する労働災害に対する危険体感教育を実施し、労働災害の恐ろしさを認識させ、労働者の安全意識の向上を図る。
- ・ 危険作業DVDを作成し、映像を活用した安全教育を行い、危険だと思われた作業、労働災害を防止するためにどうすれば良いか等について、危険予知トレーニングを行うことで、労働者の安全意識の向上を図る。
- ・ 設備面から安全対策を進めるため、外部機関での専門講習を活用し、設備の安全対策を展開できる人材を増やし、リスク低減活動の強化を図る。
- ・ 工場敷地内で工事を行う外来工事業者に対して、安全衛生教育を実施し、工事関係者の労働災害防止を図る。

## 参考2 無災害記録証授与制度の概要

無災害記録証授与制度は、厚生労働省労働基準局長の定める「無災害記録証授与内規」(S27.10.18制定、H1.11.28最終改正)に基づくものです。

業種ごと、事業場規模ごと、記録開始時期ごとに、無災害時間数に応じて、第1種から第5種までの5段階があります。

### 表彰基準時間(無災害記録時間数)

業種	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
玉軸受・ころ軸受製造業	310万時間	470万時間	700万時間	1050万時間	1570万時間

(注) 表は、労働者数100人以上の事業場であって、無災害期間の起算が平成元年4月以降の場合。

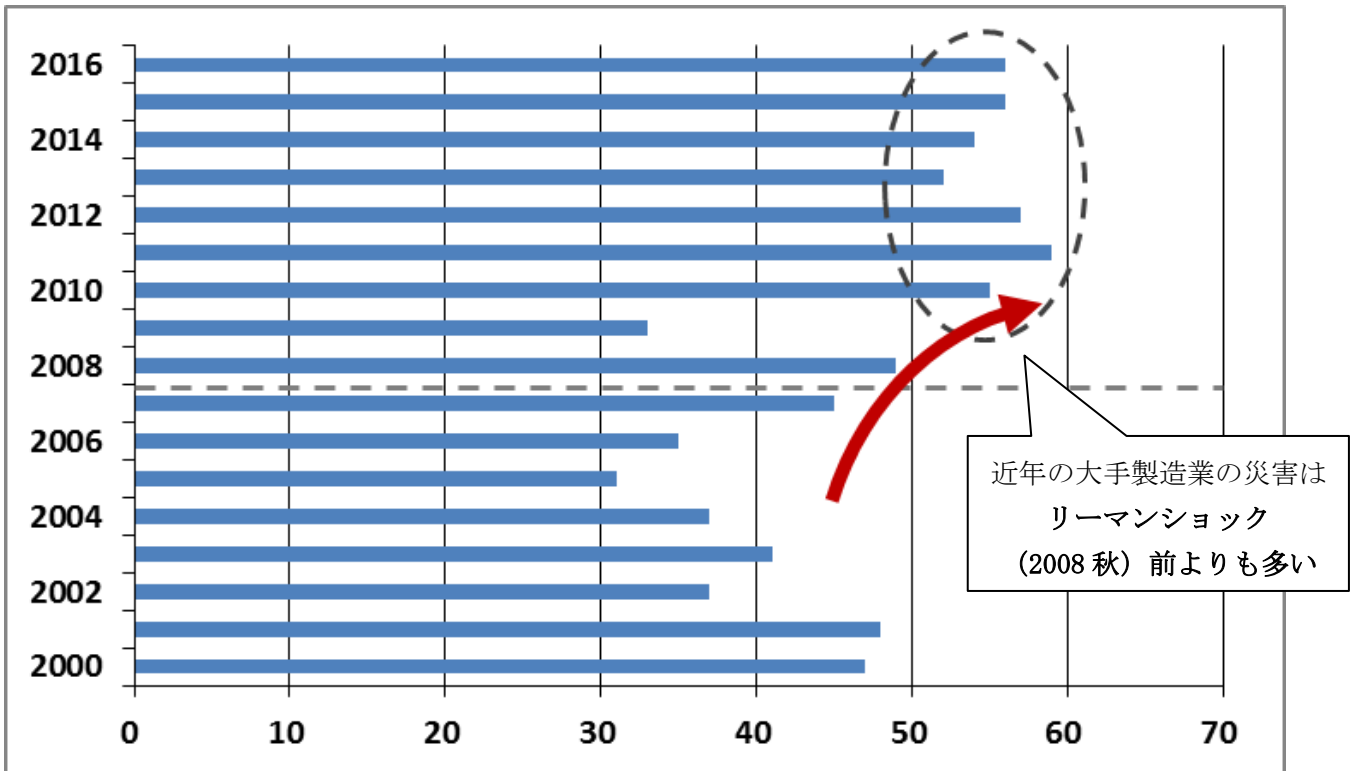
**参考3** 県内の無災害記録証授与状況

直近では、平成29年6月12日に無災害記録証を授与しています。

No	事業場名	伝達授与年月日	記録達成年月日	記録起算日	無災害期間	種別	達成時間(万時間)	業種	労働者数		
1	日本精工株式会社 石部工場	H29.7	H29.4.7	H19.1.18	10.2年	5種	1570	玉軸受・ころ軸受製造業	871	湖南市	
1	日本精工株式会社 石部工場	H26.4.21	H25.11.30	H19.1.18	6.9年	4種	1050	玉軸受・ころ軸受製造業	856	湖南市	
1	B	H26.4.21	H26.3.5	H12.5.13	13.8年	3種	1220	化学工業	402	彦根市	
2	C	H25.8.19	H24.8.25	H20.1.16	4.6年		1570	化学繊維製造業	1877	大津市	
3	D	H24.4.4	H23.10.17	H2.10.2	21.0年		270	金属製品製造業	67	湖南市	
4	E	H21.4.21	H20.9.10	H2.10.25	17.9年		1020	ビール製造業	324	犬上郡	多賀町
5	F	H20.3.14	H20.1.25	H18.10.31	1.2年		1570	自動車製造業	5985	蒲生郡	竜王町
1	F	H29.6	H29.2.13	H28.1.27	1.1年	2種	1050	輸送用機械器具製造業	4930	蒲生郡	竜王町
2	P	H29.2.8	H28.11.2	H22.7.22	6.3年		510	建設機械等製造業	367	蒲生郡	竜王町
3	C	H28.7.27	H28.3.22	H25.3.1	3.1年		1050	化学繊維製造業	1816	大津市	
4	AC	H27.12.21	H27.8.31	H23.3.8	4.5年		1050	通信機械器具・同関連機械器具製造業	1293	長浜市	
5	F	H26.9.3	H26.5.19	H25.8.1	0.8年		1050	自動車製造業	6323	蒲生郡	竜王町
6	G	H25.11.5	H25.7.20	H16.12.18	8.6年		465	一般機械器具製造業	263	野洲市	
7	H	H23.8.30	H23.6.30	H11.11.16	11.6年		1050	電気機械器具製造業	474	大津市	
8	C	H23.6.28	H23.2.17	H20.1.16	3.1年		1050	化学繊維製造業	1877	大津市	
9	B	H21.10	H21.7.31	H12.5.13	9.2年		810	化学工業	393	彦根市	
10	I	H20.1.10	H19.7.13	S61.3.21	21.3年		540	その他の製造業	136	草津市	
11	F	H19.10.18	H19.8.28	H18.10.31	0.8年		1050	自動車製造業	6004	蒲生郡	竜王町
12	J	H18.10.4	H18.3.2	H13.9.27	4.4年		1050	電気機械器具製造業	1380	彦根市	
13	K	H17.8.30	H16.4.8	H2.10.2	13.5年		180	金属製品製造業	67	湖南市	
14	L	H17.7.27	H15.10.17	H10.8.12	5.2年		590	自動車部品・付属品製造業	542	湖南市	
15	C	H16.9	H16.5.17	H12.12.2	3.5年		1050	化学繊維製造業	1481	大津市	
16	M	H13.10.30	H13.9.25	H3.5.1	10.4年		150	普通倉庫業	71	甲賀郡	水口町
17	E	H13.7.30	H12.10.18	H2.12.10	9.9年		680	ビール製造業	387	犬上郡	多賀町
18	N	H13.2.13	H12.9.10	H2.1.13	10.7年		470	ガラス・同製品製造業	227	守山市	
19	C	H12.3	H12.1.13	H9.4.10	2.8年		1050	合成繊維製造業	2112	大津市	
20	O	H10.6	H9.6.30	S60.4.1	12.2年		470	ガラス・同製品製造業	190	草津市	
1	F	H29.2.8	H28.10.13	H28.1.27	0.7年	1種	700	自動車製造業	4930	蒲生郡	竜王町
2	C	H27.10.20	H27.3.15	H25.3.1	2.0年		700	化学繊維製造業	1354	大津市	
3	P	H26.11.26	H26.8.31	H22.7.22	4.1年		340	建設機械等製造業	389	蒲生郡	竜王町
4	Q	H26.9.3	H26.3.16	H15.9.1	10.5年		700	電気機械器具製造業	358	野洲市	
5	R	H25.4.18	H23.7.1	H18.12.16	4.5年		230	金属製品製造業	240	彦根市	
6	F	H24.10.30	H24.7.31	H23.12.3	0.7年		700	自動車製造業	5205	蒲生郡	竜王町
7	S	H24.4.19	H23.11.1	H11.3.4	12.7年		270	乳製品製造業	104	犬上郡	多賀町
8	T	H24.2.22	H20.9.30	H9.6.7	11.3年		500	化学繊維紡績業	243	大津市	
9	U	H23.5.17	H22.3.31	H10.7.4	11.7年		390	自動車部品・付属品製造業	171	米原市	
10	V	H22.12.14	H22.6.7	H16.12.18	5.5年		310	一般機械器具製造業	272	野洲市	
11	W	H22.10.27	H19.12.27	S63.5.16	19.6年		240	輸送用機械器具製造業	57	草津市	
12	F	H21.4.21	H20.10.30	H20.4.17	0.5年		700	自動車製造業	6200	蒲生郡	竜王町
13	L	H21.4.21	H20.10.29	H17.11.29	2.9年		390	自動車部品・付属品製造業	627	湖南市	
14	F	H19.9.6	H19.5.18	H18.10.31	0.6年		700	自動車製造業	6003	蒲生郡	竜王町
15	B	H18.10.4	H18.7.28	H12.5.13	6.2年		540	化学工業	386	彦根市	
16	S	H18.10.4	H18.6.19	H11.3.4	7.3年		140	乳製品製造業	94	犬上郡	多賀町
17	X	H18.2	H17.11.1	H14.8.28	3.2年		310	玉軸受・ころ軸受製造業	542	大津市	
18	F	H17.3	H16.9.29	H15.12.19	0.8年		700	自動車製造業	4363	蒲生郡	竜王町
19	Y	H16.5.26	H16.2.15	H13.12.11	2.2年		500	タイヤ・チューブ製造業	1189	彦根市	
20	H	H16.3.5	H15.4.24	H12.2.18	3.2年		310	一般機械器具製造業	517	大津市	
21	C	H15.10	H15.2.26	H12.12.2	2.2年		700	合成繊維の製造及び合成フィルムの製造業	1910	大津市	
22	Z	H15.3.28	H15.2.6	H2.1.27	13.0年		370	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸・押出しを含む)	140	近江八幡市	
23	AA	H12.10.16	H12.8.28	H9.11.1	2.8年		310	玉軸受・ころ軸受製造業	650	大津市	
24	I	H12.6.29	H12.4.21	S63.3.21	12.1年		360	その他の製造業	133	草津市	
25	AB	H12.5.11	H11.2.28	S58.1.12	16.1年		360	プラスチック製品製造業	122	坂田郡	米原町
26	C	H11.5	H11.2.5	H9.4.10	1.8年		700	合成繊維製造業	2112	大津市	

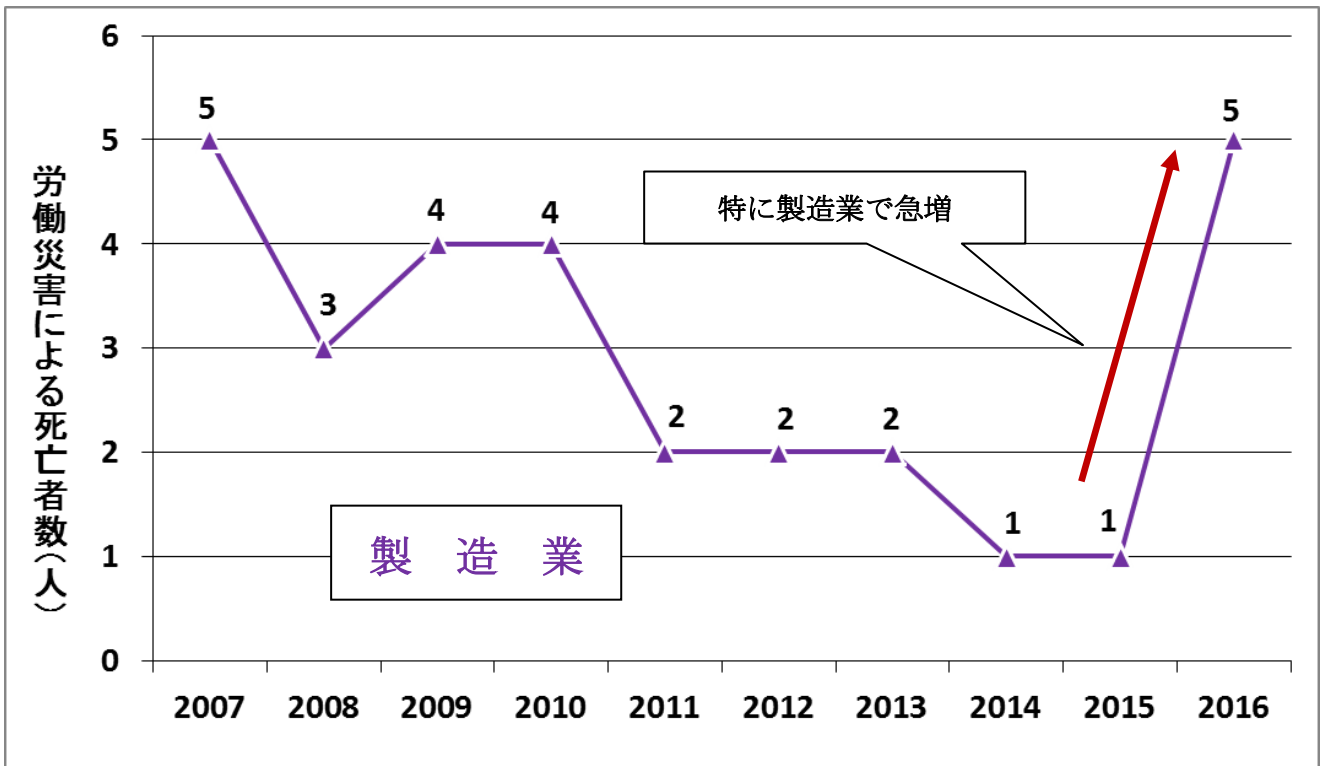
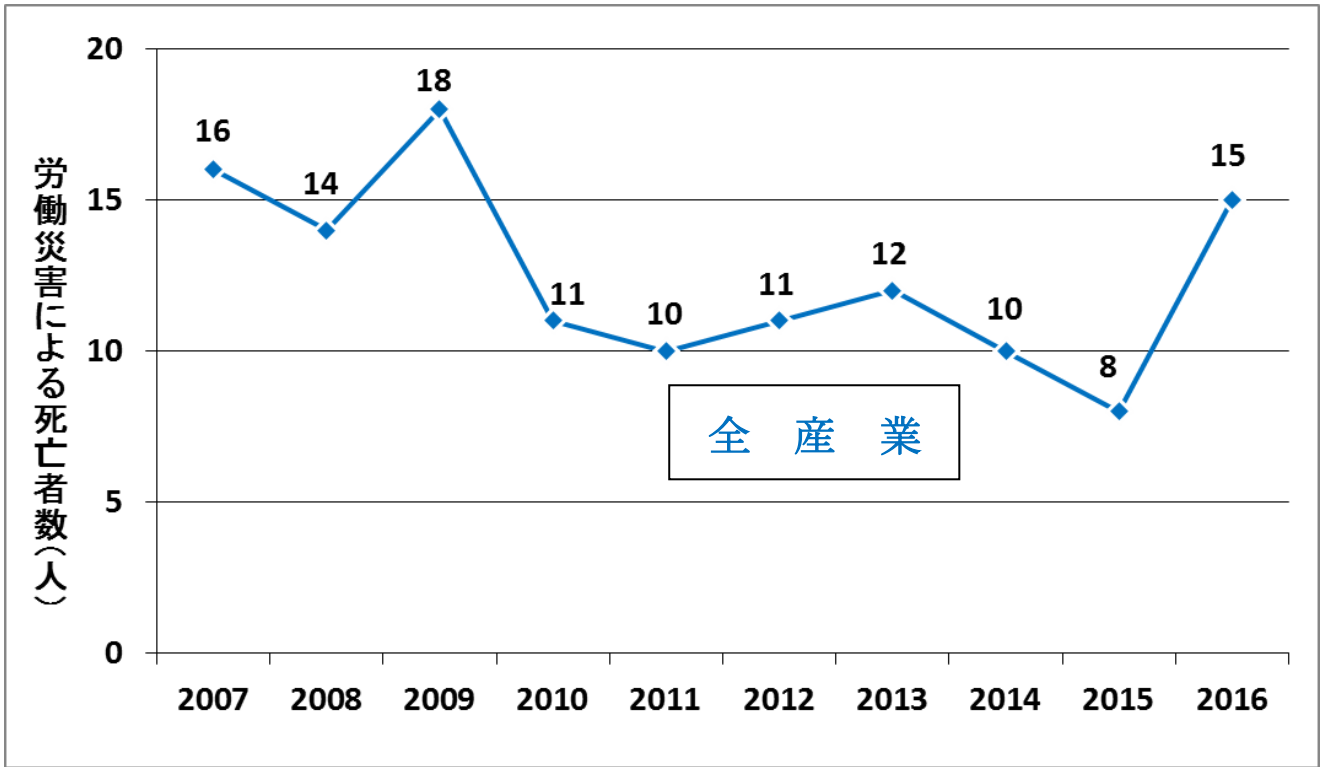
※のべ52事業場。アルファベットが同じものは同一事業場。  
 ※記録種別ごとに、記録証伝達授与年月日の新しいものから並べている。

**参考4** 製造業における大規模事業場の労働災害発生状況（滋賀県）  
（休業4日以上死傷災害、労働者数300人以上事業場）



注：労働 災害件数は年間計（暦年）。

参考5 労働災害による死亡者数の経年推移（滋賀県）



## 平成 29 年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成 28 年の労働災害については、死亡災害は 2 年連続で 1,000 人を下回る見込みである。

しかしながら、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月まで 4 か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 29 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動**  
**未来へつなげよう安全文化**

### 2 期間

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進
    - ア 安全衛生管理体制の確立
      - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
      - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
      - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
      - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
      - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
      - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
      - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
      - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

- (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ リスクアセスメントの普及促進
  - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
    - (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
    - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
  - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
    - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
    - (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
  - ウ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - エ 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
      - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
      - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
      - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施



- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- オ 林業の労働災害防止対策
  - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
  - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
    - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
    - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
    - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
  - イ 交通労働災害防止対策
    - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
    - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
    - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
    - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
  - ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
    - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
    - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
    - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
  - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
    - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
    - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
    - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
    - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
    - (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施